

議第 31 号

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 7 年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めることに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険税条例（平成16年下呂市条例第103号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.10</u>の税率を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>27,100円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.16</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,000円</u>とする。	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.85</u>の税率を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,500円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.13</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,900円</u>とする。

改 正 後	改 正 前
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>8,000円</u> (2)・(3) (略) (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.60を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,700円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,200円</u>とする。	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯<u>7,500円</u> (2)・(3) (略) (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.59を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,500円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,800円</u>とする。

附 則

(施行規則)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和7年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 医療給付費分の税率及び税額を下記のとおり変更します。

区分	令和7年度（A）	令和6年度（B）	増減（A）－（B）
所得割	6.10%	5.85%	0.25%
均等割	27,100 円	26,500 円	600 円

※7割、5割、2割軽減措置後の額として一人当たり年間約2,000円の増額となる見込みです。

（第3条、第5条関係）

(2) 後期高齢者支援金分の税率及び税額を下記のとおり変更します。

区分	令和7年度（A）	令和6年度（B）	増減（A）－（B）
所得割	2.16%	2.13%	0.03%
均等割	9,000 円	8,900 円	100 円
平等割	8,000 円	7,500 円	500 円

※7割、5割、2割軽減措置後の額として一人当たり年間約500円の増額となる見込みです。

（第6条、第7条の2、第7条の3関係）

(3) 介護納付金分の税率及び税額を下記のとおり変更します。

区分	令和7年度（A）	令和6年度（B）	増減（A）－（B）
所得割	1.60%	1.59%	0.01%
均等割	9,700 円	9,500 円	200 円
平等割	6,200 円	5,800 円	400 円

※7割、5割、2割軽減措置後の額として一人当たり年間約500円の増額となる見込みです。

（第8条、第9条の2、第9条の3関係）

(4) この条例は、令和7年4月1日から施行します。

(附則第 1 項関係)

- (5) この条例による改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

(附則第 2 項関係)